

平成29年度第1回弘前市地域包括支援センター運営協議会会議録

日 時 平成29年7月25日(火) 午後2時～午後3時35分

場 所 弘前消防本部3階大会議室

出席委員 梅村芳文、中村亨、前田淳彦、小川幸裕、島浩之、今幸夫、木村留次郎、須藤浩
小野穰

欠席委員 波多野厚緑、吉本睦子、丹藤雄介、長内郁子

事務局 健康福祉部理事 須郷雅憲、介護福祉課長 三上誠、介護福祉課長補佐 工藤繁志
介護福祉課長補佐兼自立・包括支援係長 齊藤隆之、自立・包括支援係総括主査
太田宏之、主幹兼介護給付係長 川田哲也、主幹兼介護事業係長 山谷互、
介護事業係主査 廣田洋平、介護事業係主査 蝦名良平、自立・包括支援係主査
土岐暖子、自立・包括支援係保健師 三上佳恵、介護事業係主事 玉田彰

○案件1 平成28年度事業報告及び収支決算について

川田主幹兼介護給付係長、三上自立・包括支援係保健師が案件1について説明(資料P1～P8)

発言者	内 容
梅村会長	8ページまでの説明に関して質問、意見などありませんか。
小川委員	5ページの相談内容の権利擁護の部分ですが、南部地域包括支援センターは高齢者数が多いとはいえ他の地域包括支援センターに比べ権利擁護が84件と突出していますが何か理由はありますか。
土岐主査	委員が申し上げたとおり他の地域包括支援センターと比較し高齢者数が多く、毎年、権利擁護の相談が多いので南部地域包括支援センターに確認したところ、一人当たりの相談回数も多いことから結果的に延べ数も他の地域包括支援センターより多くなっています。
梅村会長	地域的な特徴はあるのですか。
齊藤課長補佐	地域包括支援センターの個別のケースに対する動きがメインということで、一番大きな要因は圏域の高齢者数が多いというのが件数に表れていると思います。
梅村会長	南部地域包括支援センターが他の地域包括支援センターと比較して意識づけが強く、権利擁護について勉強されているからなのかと思います。如何ですか。
齊藤課長補佐	地域包括支援センターの職員がしっかり動いていることは確かであります。
今委員	権利擁護のことですが、地域包括支援センター内ですべて解決しているのですか。例えば、警察、裁判所などまで行く案件があるのですか。
齊藤課長補佐	権利擁護については、成年後見制度の活用、老人福祉施設への措置、高齢者虐待、その他、個別の対応が困難なケースへの支援の対応、消費者被害の防止等、大きな括りではこのような活動の数字を把握しています。その中で高齢者虐待については警察との関わりが強く、情報も警察から入ってくるものも相当数あります。

発言者	内 容
梅村会長	成年後見制度や社会福祉協議会でやっている、生活支援制度以外の権利擁護も含まれていますか。
齊藤課長補佐	それ以外の部分も広く捉えて権利擁護としています。
小川委員	理由づけが高齢者数が多いからというのは、説明としては難しいのではないかと感じています。第一地域包括支援センター、第二地域包括支援センターの高齢者数と比較しても2倍なのに、権利擁護の件数が10倍となっています。高齢者数が多いからといっても全員が権利擁護の対象者ではない訳で、高齢者数が多いというのであれば、この高齢者の中で権利擁護の必要性が高い人の割合がこれくらいですという説明が良いと思います。地域包括支援センターの職員の意識が違うのではないかとこの話になると研修が必要ですし、また別の理由で数字に差が出ているのであれば別の対策が必要になってくるかと思しますので、課題把握を納得できる形で示したほうが対策が打ちやすいと思います。
梅村会長	次回開催の協議会で成年後見制度と社会福祉協議会の生活支援制度の権利擁護の他に何があるのかお知らせください。
齊藤課長補佐	件数の詳細を調査します。
梅村会長	他に質問、意見などありませんか。
小川委員	8ページの支出状況の中で、北部地域包括支援センターの人件費割合が、他地域包括支援センターと比較して低い状況にあります。何か理由があるのですか。また、事業費の割合が高いですが何か特別な事業を実施しているからと理解してよろしいですか。
齊藤課長補佐	それぞれの地域包括支援センターでは三職種他に必要な職員を配置しておりますが、北部地域包括支援センターは28年度においては少ない状況であったことを確認していますので職員配置数の問題かと思えます。
梅村会長	そういうことでよろしいですか。他に質問、意見などありませんか。無いようなので次の説明をお願いします。

○案件1 平成28年度事業報告及び収支決算について

土岐自立・包括支援係主査が案件1について説明(資料P9～P50)

発言者	内 容
梅村会長	只今の説明に関して質問、意見などありませんか。
今委員	第三地域包括支援センターで高齢者サロンを企画し6回開催したとありますが、地域包括支援センターでこのような事業を開催することは珍しいと思っています。社会福祉協議会の事業にも高齢者サロンがあり地区で協力しながら開催していますが、地域包括支援センター独自で実施しているのかももう少し詳しくお知らせください。
土岐主査	資料25ページの、イ、認知症の人や家族への支援の項目に、高齢者サロンの詳細が載っています。現在は地域包括支援センターが主体となって動いていますが、今後、地域住民を巻き込んでの開催を想定しており、まずは地域包括支援センターが企画、運営をしているという状況です。

発言者	内 容
今委員	分かりました。ありがとうございました。
前田委員	地域ケア会議や推進会議が1年間に何回か開催されているようですが、開催にあたってのメンバー、招集はどのようになっていますか。
土岐主査	各地域包括支援センターで開催している地域ケア会議のメンバーの招集については、地域ケア会議の個別ケア会議と推進会議の二通りに分かれていますが、その時の会議のテーマに基づいて個別ケア会議であれば関係する職種の方々に地域包括支援センターが声を掛けて会議を開催しています。
前田委員	職種の方々が在籍している団体に案内しているのか、それとも個別に案内しているのですか。
土岐主査	詳細は分からないのですが圏域のなかでの会議になりますので、個別ケア会議であればその方が関わる関係機関に声を掛けています。
梅村会長	参考までに医師会の場合は開業医に対して出席しませんかと投げかけて決めています。
土岐主査	年に1回、医師会や薬剤師会の先生方が出席する会議については、医師会の「弘前地区在宅医療・介護連携支援センターそよかぜ」を通して出席の割り当て依頼をしています。ただ、各地域包括支援センターで開催している地域個別ケア会議、推進会議は年に数回開催していますので、その時々テーマに応じて関係機関の先生方に依頼しています。
前田委員	薬剤師会も年1回の推進会議には出席していますが、只今の話では年に数回の個別ケア会議も開催しているようで、今後はむしろ推進会議より個別ケア会議の具体的な事例に携わることが多くなると思いますので、その時どのような案内の仕方をするのかと思い質問しました。
梅村会長	医師会は全部の日程をもらって、出席できる日を決めています。
土岐主査	年間で決まっている地域ケア会議については、「弘前地区在宅医療・介護連携支援センターそよかぜ」を通して依頼しています。ただ各地域包括支援センターで必要に応じて行っている個別ケア会議、推進会議については、圏域毎でその圏域に関する薬局あるいは開業医の先生に直接依頼しており、只今お話しがあった依頼方法については各地域包括支援センターそれぞれで直接依頼していることが多いです。介護福祉課を通して依頼したほうが良いのか、直接、各地域包括支援センターと関係する薬局の先生に依頼するのが良いのかを、逆にこちらから確認させていただきたいと思いますが如何ですか。
前田委員	個別だと実態が分からないので 会議の実態が分かるような情報があればと思います。
齊藤課長補佐	今の課題については良く分かりました。先日、地域包括支援センターとの連絡会を開催して情報交換をしましたが、その中でも地域ケア会議の話題が出ました。定期開催しているところは事前に市に教えることが出来るということですが、定期開催していないところが殆どであり市が事前に把握するのはなかなか難しいところがあります。それを都度、市に教えることは今のところ難しいという話が出ました。なお、各地域包括支援センターに対して年1回は三師会の先生方にもお願いするよう市から話をしています。

発言者	内 容
梅村会長	他に質問、意見などありませんか。
小川委員	<p>今回、様式を変更していただきありがとうございました。地域包括支援センターがどのような仕事をされているのか、実態が大変分かりやすくなったと思います。業務の中身が見える化されたことで、地域包括支援センターが大変忙しいことを再確認しました。この状況で今後さらに地域包括支援センターに期待されるが増えてくるような中で、業務量を減らしていくのか、マンパワーを増やすのかということの検討は早期にするべき状況にあると感じています。例えば、今回のような課題の抽出のところでも認知症の理解を促進するなどは、果たして地域包括支援センターが中心となってやるべき事項なのかを再検討するべきではないかと思います。今回の業務の中身が多いので今後、地域包括支援センターに市としてどこに重点を置いて、地域包括支援センターの専門性が活かされ発揮できる項目を示さないと、来る仕事を全部やっているととてもでないが限られた予算とニーズの中では限界があると思います。業務の軽減または市として地域包括支援センターに今後、どの辺を重点的に役割を果たしていただきたいと考えているのか教えてください。</p>
齊藤課長補佐	<p>地域包括支援センターの在り方については、我々も委員の発言のとおり問題意識を持っています。このことについては本日の案件(4)にあります、小委員会というものが立ち上がって意見をまとめたところです。具体的には小委員会の意見をこの場で承認いただいた後、市で対応を考えているところの流れでやって行きたいと考えています。また、案件(5)その他に関連して追加資料を2枚配付しておりますが、一つは先程、小川委員が話した地域包括支援センターのマンパワーの問題、一つは業務量の問題ということで、市としても少しずつアプローチをしていますので、案件の(4)、(5)で報告できるかと思っています。</p>
梅村会長	他に質問、意見などありませんか。
小川委員	<p>様式が変わって現場の方が慣れていないかとは思いますが、次年度以降書いてもらう際に、事業計画書の最初の地域課題の箇所、困りごととは書いていますがその困りごとが何なのかが見えてこない感じがします。例えば第一地域包括支援センターの介護保険等に関する相談が多いとありますが、何に関する相談にどう応えていくのが難しいと感じているのか、又は、支援の必要性が高いが把握されていないのは、把握が地域包括支援センターとして難しいのか、それとも把握できていない高齢者をこれから把握したいのかが見えてこない、もう少しこの辺を具体的に書いてもらえると目標も連動して記載できると思うので可能であれば次年度から修正していただければありがたいです。</p>
梅村会長	<p>分かりやすいのは第三地域包括支援センターと北部地域包括支援センターとの例です。第三地域包括支援センターは非常に人口密集地で北部地域包括支援センターは過疎地域です。私は北部地域包括支援センターと関わって勉強会を開催していますが、単なるネットワーク作りでなく村おこし、町おこしから始めて行かなければ間に合わないのです。人手がないという問題を抱えています。一方で第三地域包括支援センターは高齢者が多く孤立しているという問題を抱えています。このように各地域包括支援センターが個別に色々な問題を抱えているので、その辺を地域包括支援センターが問題を掘り下げる必要があるかと思っています。第一地域包括支援センターの介護保険等に関する相談が多いのは、地域住民との結びつきが少なく身近に相談する人がいないという問題もあるかと感じます。他に質問、意見などありませんか。他になければ案件2に移ります。</p>

○案件2 平成29年度事業計画及び収支予算について

土岐自立・包括支援係主査が案件2について説明

発言者	内 容
梅村会長	只今の説明に関して質問、意見などありませんか。以前よりだいぶ改善されており各地域包括支援センター毎に特徴も少しずつ出てきている気がします。一方で簡単にとらえているところ、深く掘り下げているところとの格差があるような感じもします。質問、意見などありませんか。なければ案件3に移ります。

○案件3 地域包括支援センターの業務の評価について

土岐自立・包括支援係主査が案件3について説明

発言者	内 容
梅村会長	只今の説明に関して質問、意見などありませんか。
小川委員	104ページの南部地域包括支援センターの10番、避難訓練の箇所ですが、82ページの計画書の課題のところに記載がないので記載してもらったほうが良いのではないかといいこと、南部地域包括支援センターの計画書が昨年度と同じなのできちんと書いてもらった方が良くと思います。評価はしているのでこれを踏まえて課題などが反映されていれば様式が活きるのかと感じました。
梅村会長	案件3はこれでよろしいですか。なければ案件4に移ります。

○案件4 平成28年度第2回弘前市地域包括支援センター運営協議会小委員会審議事項報告について

運営協議会小委員会中村委員長が案件4について報告

発言者	内 容
梅村会長	只今の報告に関して質問、意見などありませんか。
小川委員	職員増員の案で賛成ですが、地域包括支援センターは三職種が配置されていますが、それぞれ専門性が異なることから配置をしているかと思えます。どの職員を増員するとかの方向性はありますか。
山谷主幹兼介護事業係長	高齢者数6,000人に対しては三職種になりますので、例えば、12,000人とすれば三職種がそれぞれ二人ずつなので6人配置となる考え方です。
梅村会長	これが無難で混乱を招かないと思います。区割りを替えると混乱を生むことが予想されるので、現時点ではこれが最良かと思えます。それでは小委員会の原案どおり承認することよろしいですか。ご異議がないようなので承認することとします。

○案件5 その他について

齊藤課長補佐兼自立・包括支援係長が案件5について説明

発言者	内 容
梅村会長	只今の説明に関して質問、意見などありませんか。

発言者	内 容
小川委員	包括的支援事業の4事業の内容は幅が広いので今後、地域包括支援センターにどの辺を重点的に担ってもらう予定ですか。
齊藤課長補佐	地域包括支援センターからの意見としては、本来、包括的支援事業の業務を集中的にやりたいが、介護予防支援の業務がかなりの割合を占めているという意見がありました。中にはその業務が60%から70%になる職員もいるということなので、この業務については三職種の方は行わないことにすることによって負担は減るのではないかとこのようにしました。
梅村会長	51ページにある市委託料と包括的支援の違いは何ですか。
齊藤課長補佐	介護保険法の中で包括的支援事業に該当する方が基本チェックリストで総合事業の対象になった方と規定しています。現行の要支援認定を受けた方が事業のほうでの報酬をもらう方という仕切りになっています。
梅村会長	特定高齢者ということですか。
齊藤課長補佐	特定高齢者ということになります。
小川委員	分けることは地域包括支援センターにとっても業務を集中できる環境が整ったとは思いますが、先程の質問にもありましたが、高齢者サロンを社会福祉協議会でも実施しており、今回の事業計画や実績の中でも、地域づくりに関連する項目が大変多いのですが、先程、地域づくりができていないとそもそも包括の仕事にならないような話しもでており、地域づくりから地域包括支援センターが絡んでいくと、そもそも専門性が発揮できそうな困難ケース、虐待ケースまで当然手が回らないのではないかと心配しています。地域づくりは社会福祉協議会と連携をするなど、社会資源の活用ということを何か考えていますか。
齊藤課長補佐	地域づくりということであれば社会保障拡充分事業の中で生活支援体制整備事業があり、社会福祉協議会にコーディネーターを業務委託して設置しています。そこが中心となって高齢者の通いの場の設置の支援をすることも一つの大きな役割としています。その他に市としてもそれを支援するために生活支援体制整備事業の中で、地域づくりの補助金を用意していますので、相談があれば社会福祉協議会と市と一緒に支援していくこととしています。今のところ何件かの相談がありまして、1ヶ所は9月にできるところまでいっています。できたら社会福祉協議会と情報共有しながらどういう形で枠組みが構築されるのか一緒にやっていければと思いますが、地域づくりは別な事業の中でも取り組んでいるところです。包括的支援事業で全てを賄うことはほぼ難しいことで、地域包括支援センターの力も必要であれば、行政の力も必要であれば、地域の方の力も必要であれば、多職種の方の力も必要であるということで、いろんなところの力を借りながらそれぞれの役割の中で事業が展開され地域づくりが進んで行ければ良いと思っています。
梅村会長	他に質問、意見がなければすべての案件を終了します。